

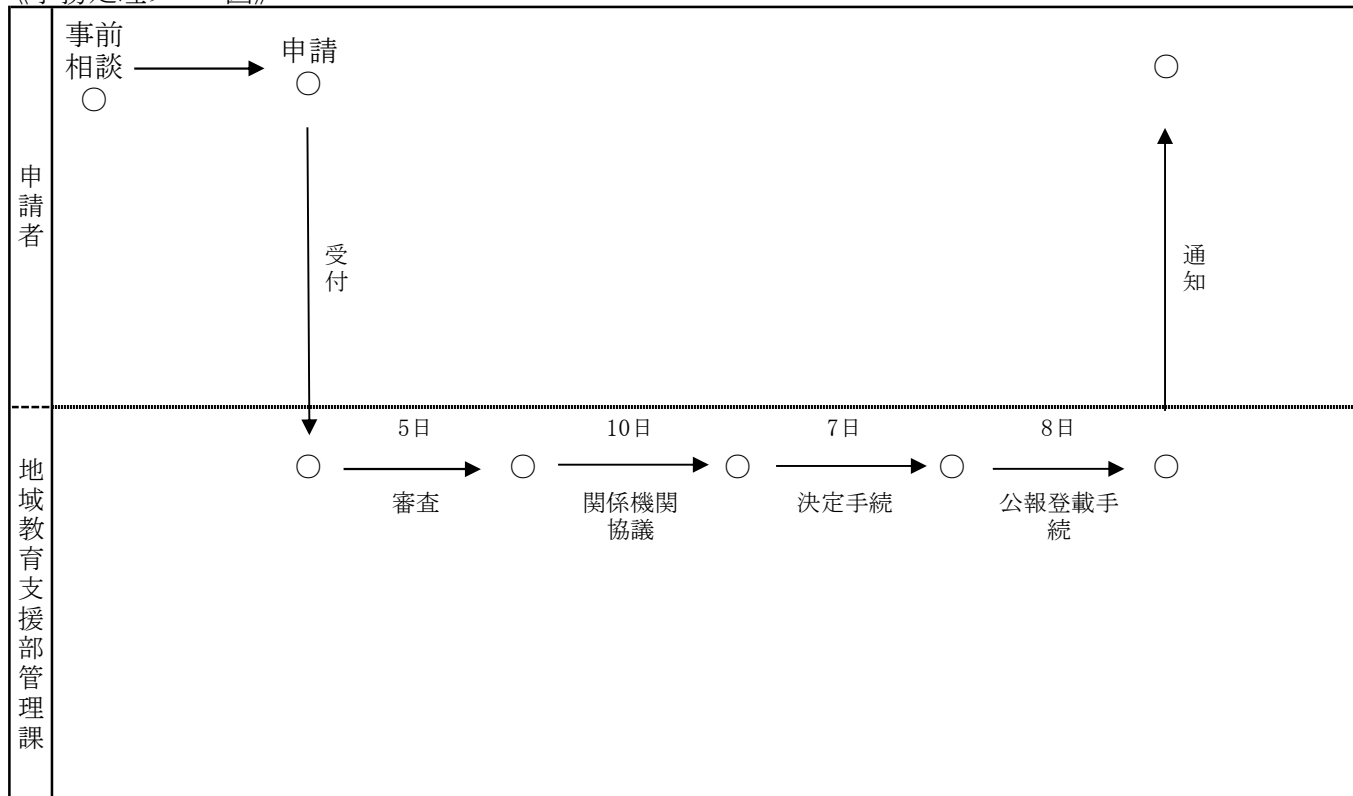
## 事務処理フロー図

事務名	博物館相当施設の指定
根拠法令	博物館法施行規則第19条

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課文化財保護担当 電話03-5320-6862

標準処理期間計	30日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	関係機関協議	提出された申請に対して、審査委員会を開催し、協議を行う。
3	決定手続	指定の諾否について、地域教育支援部長が決定します。
4	公報登載手続	東京都公報に指定する旨、搭載するための手続。公報登載日をもって、指定される。
5		
6		